

# 学生を主人公にした大学づくりに向けて part10

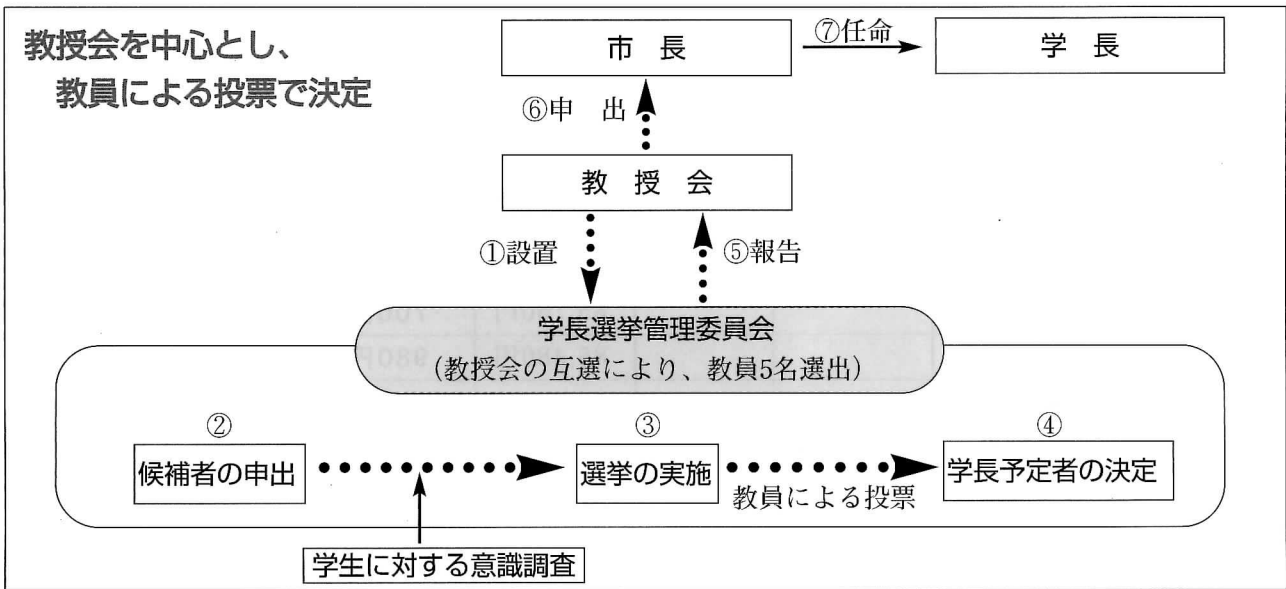
## 法人化後は、都留文科大学の学長の選考方法が変わります

平成21年4月の大学の設置後最初の学長の任命は理事長が行い、次回からの学長選考は、理事、教職員、市民などで構成された学長選考会議が学長予定者を選考し、理事長が決定することになります。



### 現行の学長選考方法 (根拠法令：教育公務員特例法)

教授会が学長選挙管理委員会を設置し、立候補者を募ります。教員による投票を実施して得票基準を満たした者を学長予定者と決定し、教授会へ報告します。その後、大学からの申し出に基づき、市長が学長を任命します。



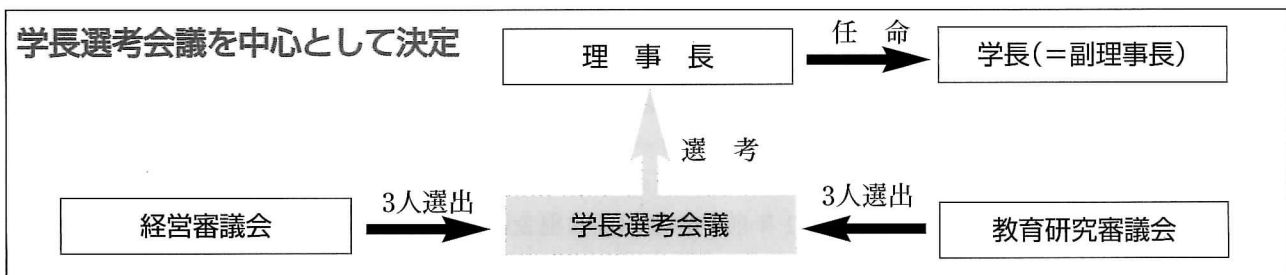
法人化されると



従来は、教員による投票で学長の選考が行われていましたが、法人化後は、学長選考会議により、より広い視点から学長が選ばれることとなりますね。

### 法人化後の学長選考方法 (根拠法令：地方独立行政法人法)

経営・教育研究の両審議会の委員の中から選出された6名による学長選考会議(理事、教職員、市民などで構成)の選考に基づき、理事長が学長を任命します。



※学長選考方法の詳細については、法人化後の学長選考会議において決定されます。 問合先 政策形成課 政策担当